

学校法人 三星学園

にいがた食育・保育専門学校えぷろん

学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 製菓・調理・保育の専門的な知識と技術を修得し、製菓・調理及び保育の分野で優秀な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、にいがた食育・保育専門学校えぷろんという。

(位置)

第3条 本校の位置を、新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1240番地1に置く。

(自己点検・評価)

第3条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、修業期間、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 課程、修業年限、並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	備 考
衛 生 専門課程	製菓技術科	2年	120人	240人	昼 間
	こども・集団調理科	1年	40人	40人	
	調理技術科	2年	40人	80人	
	小 計		200人	360人	
教育・社会福祉 専門課程	保 育 科	2年	50人	100人	昼 間
	小 計		50人	100人	
合 計			250人	460人	

(学年・学期)

第5条 本校の学生は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月 1日から9月30日まで

後期 10月 1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次の通りとする。ただし、学園長は特に必要があると認められる場合には休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏期休業 7月28日から8月31日まで
- (4) 冬期休業 12月28日から1月5日まで
- (5) 春期休業 3月14日から4月7日まで

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、製菓技術科にあつては2040時間以上、こども・集団調理科にあつては960時間以上、調理技術科にあつては1920時間以上、保育科にあつては70単位以上とする。

(授業時数の単位数への換算)

第8条 本校の専門課程の授業時数を単位数に換算する場合において、講義、実習ともに30時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は各学期末に行う試験、学習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、卒業に必要な授業時数に不足を生じる者については、補習授業等により補うものとする。

(授業の終始時刻)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時間	終業時間	曜日
衛生専門課程	製菓技術科	昼間	9:30	16:00	月～金
	こども・集団調理科	昼間	9:30	16:00	月～金
	調理技術科	昼間	9:30	16:00	月～金
教育・社会福祉 専門課程	保育科	昼間	9:30	16:40	月～金

(教員組織)

第11条 本校に次の職員をおく。

- (1) 学園長 1名
- (2) 校長 1名

- (3) 教 頭 1名
 - (4) 教 員 6名以上
 - (5) 講 師 17名以上
 - (6) 助 手 3名以上
 - (7) 事務職員 2名以上
 - (8) 学 校 医 1名
- 2 学園長は、この学園を代表し、その業務を総理する。
 - 3 校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。
 - 4 前項以外の職員は、それぞれ校務を分業する。

第4章 入学、退学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は次のとおりとする。

高等学校を卒業した者、又はそれ以上の学力を有する者で、本校の実施する入学選考に合格した者。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校に定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載して、第23条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第24条に定める入学金を添え、手続をとらなければならない。

(転入学)

第15条 本校への転入学を希望する者がある場合には、学習の進度学習が同程度でありかつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考のうえ許可することができる。

(休学・復学)

第16条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって90日以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて学園長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て学園長の許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする場合は、その事由を記し、学園長の許可を受けなければならない。

(称号の授与)

第 18 条 衛生専門課程製菓技術科及び調理技術科を修了した者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

(課程修了の認定)

第 19 条 第 9 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、学園長は課程修了の認定を行う。

(卒業)

第 20 条 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

- 2 衛生専門課程のこども・集団調理科及び調理技術科を卒業した者には、調理師免許が付与される。
- 3 衛生専門課程の製菓技術科の 1 年次の課程を修了した者には、製菓衛生師の受験資格が付与される。
- 4 教育・社会福祉専門課程の保育科を卒業した者には保育士免許が付与される。

第 5 章 賞 罰

(褒章)

第 21 条 成績優秀にして他の模範となる者については、褒賞することがある。

(懲戒)

第 22 条 学園長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 6 章 入学金及び授業料等

(納付金)

第 23 条 本校の入学検定料、入学金、授業料、年間設備費、維持費は次のとおりとする。

(1) 衛生専門課程 製菓技術科、こども・集団調理科、調理技術科

入学検定料	18,000円
入 学 金	200,000円
授 業 料	600,000円
年間設備費	200,000円
維 持 費	80,000円

(2) 教育・社会福祉専門課程 保育科

入学検定料	18,000円
入学金	200,000円
授業料	620,000円
年間設備費	200,000円
維持費	80,000円

- 2 内部進学者（W ライセンス進学者）には入学検定料、入学金及び年間設備費は徴収しない。
- 3 休学する者に対しては休学中の授業料は徴収しない。

（除籍）

第24条 授業料その他の納付金を6ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

（健康診断）

第25条 学校保健法第6条の規定に基づき健康診断を毎年1回、別に定めることにより実施する。

第7章 雑 則

（施行規則）

第26条 この学則の施行についての細則は別に定める。

附 則 この学則は平成28年4月1日より実施する。

附 則 この学則は平成29年6月1日より実施する。

附 則 この学則は平成30年2月20日より実施する。

附 則 この学則は平成30年4月1日より実施する。